

# 豊島区広報

世帯と人口

9月1日現在

人口 349,440

男 177,431

女 172,009

世帯数 111,249

(住民登録による)

昭和38年10月15日 東京都豊島区役所発行

電話 (981)  
大代表 1111



「スポーツの日」 区民のつどい

10月の第1土曜日は「スポーツの日」。5日午後1時から豊島区・区教委・区体育協会の共催で、第2回スポーツのつどいが区営総合体育場で開かれました。区内小・中学校児童生徒、豊島区民謡連盟および町会

連合会など関係団体約2,000名が参加して、小学生の合同体操・豊島音頭や東京五輪音頭の民謡、町会合同体操、職場対抗リレーなど、広いグラウンドいっぱいにスポーツの祭典をくりひろげました。

## 工事請負契約など可決

### 第三回臨時区議会

本年第三回臨時区議会は10月8日に開かれ、次の六議案が原案どおり可決されました。

- 豊島区立駒込小学校々舎改築ならびに講堂兼体育館新築工事請負契約について
  - 豊島区立高田小学校講堂兼体育館新築工事請負契約について
  - 豊島区立要町小学校々舎改築工事請負契約について
  - 豊島区役所の出張所設置に関する条例の一部を改正する条例案
  - 豊島区職員定数などに関する条例の一部を改正する条例案
- なお同日豊島区教育委員会委員の任命同意についての案件が緊急上程され、蛭田主税氏の任命に同意されました。
- 区議会の動き 11月9日
- 〔21日〕 総務商工委員会  
豊島区役所の出張所設置に関する条例の一部改正ほか2件、請願陳情3件について
  - 〔23日〕 厚生委員会  
豊島区国民健康保険条例の一部改正ほか請願1件について
  - 〔30日〕 文教委員会  
豊島区立駒込小学校々舎改築ならびに講堂兼体育館新築工事請負契約ほか2件、条例の一部改正1件および請願1件について
  - 〔〃〕 財務委員会  
豊島区立高田小学校講堂兼体育館新築工事請負契約ほか2件、条例の一部改正1件および請願1件について

# まわり道でも横断歩道

## 秋の全国交通安全運動 10月21日～30日



☆急ぐときでも 横断は横断歩道で☆

10月21日から30日までの10日間、「秋の全国交通安全運動」が行なわれます。これは春と秋の年2回、毎年行なっているものです。この運動期間中は交通のおまわりさんが、一生けんめいやってくださるため、交通違反をする歩行者もドライバーもほとんどみかけませんが、この期間をすぎるとまたもとのとおり。ちよつと情ないことです。

「ガラスの鴨かない日はあつても、交通事故

故の起らない日はない」。笑うに笑えない冗談です。ではいったい現状に事故はどのくらい起きていますのでしょうか。今年の一月から都内で起った交通事故は9月末現在で約六万五千件。死者についてみると七一一名にものぼっており、昨年の同期では六七四名。約5%もふえています。またこの死者数は、全国数の10%強にあたっています。日本で起

きる交通事故の死者数の一割以上が、この狭い東京で起しているわけです。自動車の台数をみると、今年の6月末現在で約八六万台。昨年に比べると半年の間に約四万六千台の増。毎日二百五六十台づつふえている勘定になります。これに都外からのトラックやダンブが加わって、都内の道路でへし合い押し合い。歩行者側の不注意が事故をひきおこすこともさることながら、車の多いことには今さらに驚ろきます。交通規則も大切ですが、要はその人の気持のもち方と思ひます。車も人も注意の上にも注意をして、事故を起さないようにしましう。こんどの安全運動期間中、少なくとも次のことは十分守って下さい。そして

これを機会にいつまでも忘れずに、みんな協力しあいましう。

- ① 横断は横断歩道をまっすぐに
- ② 踏み切は必ず左足をたしかめてから
- ③ 運転者は車を完全に整備してスタート
- ④ 道路はみんなのもの。商品・日よけ・看板などを出すのはやめて、きれいに広々と
- ⑤ 運転者を雇っている方は、自分の営業所の車の事故防止につとめよう

昭和38年度上半期(1月～6月)豊島区内事故件数					
警察署別	死亡	重傷	軽傷	物件	
巣鴨	3	13	168	122	
池袋	2	32	232	441	
目白	7	30	205	150	
合計	12	75	605	713	

### 引揚者の方に

#### 資金を

#### お貸しします

引揚者国庫債券をお持ちの方で、生業・生計などの資金にお困りの方のために、国庫債券を担保として資金をお貸しいたします。

#### 受付期間

11月1日～18日

#### 貸付金額

二八、〇〇〇円券は

一一、五〇〇円まで

二〇、〇〇〇円券は

八、〇〇〇円まで

一五、〇〇〇円券は

六、〇〇〇円まで

七、〇〇〇円券は

二、五〇〇円まで

利率 年6分

#### 返済方法

担保として受けた国庫債券の毎年の償還金を、貸付金の返済にあてます。このため返済完了後に、国債をお返しすることになります。

申込方法：引揚者国庫債券・お米の通帳・印鑑をお持ちの上、区民生課窓口までおいで下さい。

# 選挙人名簿

去る4月には、都知事選挙を初め都議会議員、区議会議員選挙などが行なわれ、区民の皆さんも選挙のことについては、いろいろとご経験になつたことと思います。

これらの選挙は、すべて公職選挙法という法律に基づいて行なわれますが、この選挙法の中で、もっとも私たちに関係の深いことは、選挙人名簿に登録されていなければ、たとえ選挙権があつても、投票することができないこととなります。

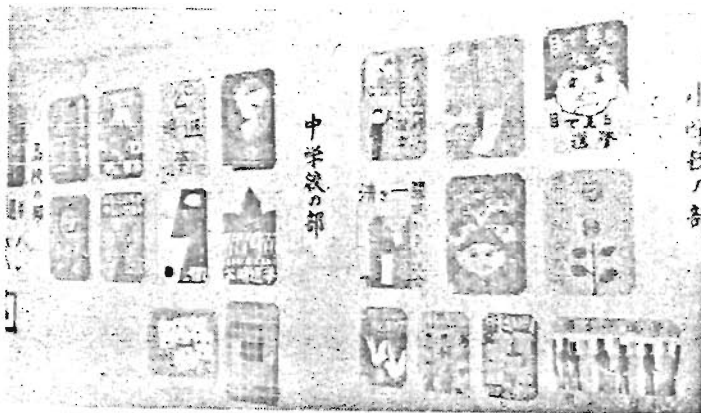
この選挙人名簿には、基本選挙人名簿と補充選挙人名簿の二種類がありますが、後者の名簿は、選挙が行なわれるたびに、有権者の申請に基づいて、区選挙管理委員会がつくものであり、基本選挙人名簿は、毎年9月15日現在で、区選挙管理委員会が住民登録などをもとにして、職権で調製するものです。

こうして作られた基本選挙人名簿は、12月20日から翌年の12月19日までの間に行なわれる各種選挙などに使用されます。従つて今春行なわれた統一地方選挙に使用された選挙人名簿は、本年の12月19日で効力を失い、その後は新しい選挙人名簿が

使用されます。

この様に選挙人名簿は、毎年作りかえるもので、選挙人名簿に登録されていなければ投票ができないので、今春の選挙で投票ができたから、来年また選挙があれば投票できるとは限りません。

現在区選挙管理委員会では、9月15日現在で、基本選挙人名簿を作つておりますが、本年度の名簿に登録される資格のある方は、主として次



入選した力作ぞろいの公明選挙ポスター

の方です。

▽ 本年9月15日現在、豊島区内に住んでいる方

▽ 本年6月15日以前から引きつづいて東京都23区内に住んでいる方

▽ 昭和18年12月21日以前に生まれた方

た方

以上が基本選挙人名簿登録の要件ですが、基本選挙人名簿は住民登録などを参考にして作りますので、この要件をそなえていても住民登録をしていないと名簿に登録されないことがあります。住民登録をしていない方は、戸籍の出張所へ至急届け出て下さい。

なおこうして作られた基本選挙人名簿は11月5日から19日まで、出張所と区役所で有権者の方にお見せいたします。これは登録の有無や、誤字などを調べていただくためです。この期間中には、ぜひごらんになつて下さい。

選挙人名簿のことについて、その他お聞きになりたいことがありましたら、豊島区選挙管理委員会（内線二一四）まで、お問い合わせ下さい。

申し込みは10月21日から11月5日まで

▽ 借受人の資格

① 豊島区内に1年以上住んでいて、一定の職業をもち、主としてこの貸付金による事業で生計をたてる人。

② 事業計画が具体的ですぐに事業を始められること。またはすでに事業を営んでいること。

③ 住民税を完納していること。ただし法令により課税されなかった方は除きます。

④ 確実な保証人2人があること

⑤ 都または区からの資金貸付を受けたものは、その元金を返済していること。

▽ 貸付金の限度と貸付期間  
一世帯5万円まで、3か年以内（6か月すえ置期間を含む）  
▽ 利率と返済方法  
日歩1銭（すえ置期間は無利子）  
月賦返済  
▽ 保証人の資格  
① 豊島区内に引きつづいて1年以上住んでいて、一定の職業をもち、独立の生計を営んでいる世帯主であること。  
② 住民税を完納していること  
③ この資金貸付について、ほかに保証していないこと。

## 生業資金をお貸しいたします

▽ 申込先 区民生課 援護係



# お知らせ

## 国保の条例の一部が

### 改正されました

このたび豊島区国保条例の一部が改正され10月1日から施行されました。主な改正点は――

- ▽ 準世帯の一部負担金の引き下げ  
国保で治療を受けるとき、病院や診療所の窓口で支払う金額の割合（一部負担金）は、世帯主3割そのほかの方は5割（結核、精神病の場合、法の対象医療については無料）です。がこのたびの改正により準世帯主（世帯主がほかの健康保険に入っている世帯で、その世帯のうち国保加入者一人だけが世帯主に準じた扱いを受ける者）の負担割合は一般の世帯主と同じく3割に軽減されました
- ▽ 督促手数料の廃止  
国保の保険料未納の世帯に対して出している督促状は、従来一通に対して手数料10円を納めていただいていたのですが、このたびの改正で10月1日以後の発送分に対しては、督促手数料を廃止することになりました

○：新保険証未更新の方に対し、ハガキでご連絡いたしました。いま

だに手続きのお済みでない方は当課までご足労ください。

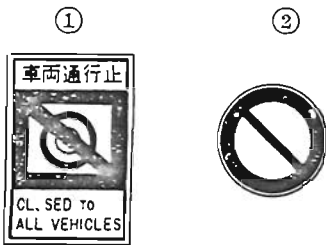
## 豊島振興会館ご利用の方へ

### 受付方法が変わります

昭和39年1月使用（11月1日申込分）から振興会館を利用するときには、使いたい日の月から数えて2か月前の1日（例えば4月15日に使いたいときは2月1日に申し込みます）の午前9時までに、同館において受付順序を決定します。この順序で使用希望の日を受け付けます。これは今まで先着順に受付順位をきめていましたが、これが抽せんに改められたわけです。

なお1日が日曜・祭日の場合は翌日に、また1月だけは6日に受け付けます。

## あたらしい道路標識



この標識が①から②の標識に変更されました。この標識のあるところは自動車、軽自動車、小型トラックなどは通行できません。

## 10月は国民年金保険料の

### 第2期分の納期です

また、昭和38年度第二期分（7・

8・9月分）の保険料を納めていない方は、区役所職員が自宅を訪問したときか、区国民年金窓口・出張所窓口で、10月中に納めて下さい。

## のびゆくわが子に 簡易保険

郵政省では簡易保険への加入運動を「生活設計簡易保険新加入運動」として、全国的に行なうことになりました。

この運動は貯蓄額一兆円の突破を記念して、比較的安い保険料の簡易保険への加入を広くすすめて、国民一人一人が、明るい家庭と、明日への幸福を――ということに重点をおいているものです。

まだ加入していない方、生まれた赤ちゃんの将来のために、また不時の災害にすぐ役立つ簡易保険に入りますよう。

なおくわしいことは、もよりの郵便局までお問い合わせ下さい。

## 新図書案内

- 死海文書 読書世論調査一九六二年版
- 水の生活史 季家 正文
- 小豆相場の基本 林 輝太郎
- 地方自治法関係書式 小林 宗一
- 食肉・肉製品ハンドブック 雅石・名石・珍石
- ウイリアム・ブレイクの研究 梅津 済美

（豊島区立図書館蔵書）



「毎月10日は首都美化デー」 「みんなの力で東京をきれいに」――

んに叫ばれはじめて、早くも10か月あまり。私たちの公徳心にまつより他はない、この大変な一大運動も、軌道に乗りはじめています。さてこの運動の大切な要素となっているものに、ポリバケツがあります。出がりになりにもコンスタントな歩みを続けて、豊島区ではすでに約90%のご家庭で、働らいています。ここでポリバケツについてひと言。最近これにごみを捨てる時、とても多くの水が含まれているようです。全体の55%から75%も水分の場合があつて、よく燃えないと係員は困っています。よく水気を切って捨て下さい。またガラスやせと物のかけら、火の気の残っている燃えかすなど、ぶつそうなものも時々おめみえすること。危険ですから、どうかご注意のほどを――。

## 特別区民税(第3期)の

納期限は 10月31日まで